

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 表  
自 主 点 検 表  
(令和5年9月版)

居 宅 介 護 支 援

事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

令和 5年 月 日

# 介護サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

## 2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後2年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）**

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「条例」	伊奈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める （平成30年4月1日施行）
「平11老企22」	指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12厚告20」	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年2月10日厚生省告示第20号）
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平30厚労告82」	厚生労働大臣が定める1単位の単価 （平成30年3月23日厚生労働省告示第82号）
「平30厚労告83」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成30年3月23日厚生労働省告示第83号）
「平30厚労告84」	厚生労働大臣が定める基準 （平成30年3月23日厚生労働省告示第84号）
「平30厚労告85」	厚生労働大臣が定める施設基準 （平成30年3月23日厚生労働省告示第85号）
「平11老企29」	介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について （平成11年11月12日老企第29号）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （平成17年法律第124号）
「平30厚労告218」	厚生労働大臣が定める施設基準 （平成30年3月23日厚生労働省告示第218号）
「令和2老振発060第2号」	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について

## 介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	運営に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4	変更の届出等	・・・・・・・・・・・・・・・・	24

自主点検シート（居宅介護支援）			
自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第1 基本方針</b>			
1 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。	いる・いない	条例第3条第1項
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	いる・いない	条例第3条第2項
	③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。	いる・いない	条例第3条第3項
	④ 事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第3条第4項
	⑤ 指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう、利用者の安全の確保に努めていますか。	いる・いない	条例第3条第5項
<b>第2 人員に関する基準</b>			
	<p>※ 「常勤」（用語の定義）  当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、指定居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p>		条例第5条
	<p>※ 「専らその職務に従事する」（用語の定義）  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
1 介護支援専門員	<p>① 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置いていますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p>	いる・いない	
	<p>② ①に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。</p> <p>※ 常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。</p>	いる・いない	
	<p>③ 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていないですか。</p>	いる・いない	
2 管理者	<p>① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。</p>	いる・いない	条例第6条
	<p>② ①に規定する管理者は、主任介護支援専門員ですか。</p> <p>※ 令和9年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。</p>	いる・いない	
	<p>③ 管理者は専らその職務に従事していますか。</p> <p>※ ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。  ア 当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合  イ 当該事業所の管理に支障がない限りにおいて、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</p> <p>※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障があると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第3 運営に関する基準</b>			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <div data-bbox="405 465 1086 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。  ア 運営規程の概要  イ 介護支援専門員の勤務の体制  ウ 秘密の保持  エ 事故発生時の対応  オ 苦情処理の体制 等</p> </div> <div data-bbox="405 730 1086 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書）によって確認することが望まれます。</p> </div> <p>② 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準第1条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <div data-bbox="405 1167 1086 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 説明については、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。</p> </div>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>運営基準減算になる</p>	<p>条例第7条</p>
	<p>③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。</p> <div data-bbox="405 1509 1086 1977" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。  条例第7条、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。  なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。</p> </div>	<p>いる・いない</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ 利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかの場合</p> </div>	いる・いない	条例第8条
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。</p>	いる・いない	条例第9条
4 受給資格等の確認	<p>指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p>	いる・いない	条例第10条
5 要介護認定の申請に係る援助	① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	いる・いない	条例第11条第1項
	② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない 事例なし	条例第11条第2項
	③ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前までになされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第11条第3項
6 身分を証する書類の携行	<p>事業者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p>	いる・いない	条例第12条
7 利用料等の受領	① 指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	いる・いない 事例なし	条例第13条第1項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 一方の経費の他方への転換等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じないこととします。</p> </div>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
7 利用料等の受領	<p>② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> </div> <p>③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>④ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>⑤ 領収証に、指定居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>条例第13条第2項</p> <p>条例第13条第3項</p> <p>条例第14条</p>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p>	
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	<p>① 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。</p> <p>② 事業者は、自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第15条第1項</p> <p>条例第15条第2項</p>
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。</p> </div>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第16条</p>



自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p>	いる・いない	
	<p>(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。</p> <div data-bbox="405 555 1086 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者自身によるサービスの選択  介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。  また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。</p> </div>	いる・いない	
	<p>(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <div data-bbox="405 1435 1086 1563" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。  このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。</p> </div> <div data-bbox="405 1585 1086 1845" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。</p> </div> <div data-bbox="405 1868 1086 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 課題の把握は、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す標準項目により行ってください。</p> </div>	いる・いない	



自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>※ ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができます。ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、以下のような場合が想定されます。</p> <p>ア 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合</p> <p>イ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合</p> <p>ウ 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合</p> <p>※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、2年間保存しなければなりません。</p> <p>※ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p> <p>介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何を行うことができるかなどについて専門的な見地からの意見を求め調整を図ること。</p> <p>なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意すること。また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができることとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。</p> <p>なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。</p> <p>また、末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。</p> <p>なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応すること。</p> <p>また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 居宅サービス計画の原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表（平成11年11月12日老企第29号の別紙に示す標準様式）に相当するものすべてを指します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください。</p> </div>	いる・いない	
	<p>(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を遅滞なく利用者及び担当者に交付していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 居宅サービス計画は、2年間保存しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者の課題分析（基準第13条第6号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（基準第13条第12号）に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。 ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。</p> </div>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p> <div data-bbox="405 315 1086 833" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。 このため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものです。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認は、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。 さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p> </div> <p>(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <div data-bbox="405 1081 1086 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者へ提供し続けることが重要であり、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。</p> </div> <div data-bbox="405 1312 1086 1507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者へ直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。</p> </div> <div data-bbox="458 1615 1086 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>⑬-2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者へ係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。</p> </div>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。</li> <li>・薬の服用を拒絶している。</li> <li>・使いきらないうちに新たに薬が処方されている。</li> <li>・口臭や口腔内出血がある。</li> <li>・体重の増減が推測される見た目の変化がある。</li> <li>・食事量や食事回数に変化がある。</li> <li>・下痢や便秘が続いている。</li> <li>・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある。</li> <li>・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</li> </ul>		
	<p>(14) 介護支援専門員は、(13)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者面接していますか。</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。</p> <p>※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要があります。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	
	<p>(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの見を求めていますか。</p> <p>ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。</p>	<p>いる・いない</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針	<p>※ ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等です。</p> <p>※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、2年間保存しなければなりません。 また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存についても同様です。</p> <p>(16) 介護支援専門員は、(3)から(12)までの規定について、(13)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、<u>基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。</u> なお、利用者の希望による軽微な変更（例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとします。 ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条13号に規定したとおりです。 「軽微な変更」の考え方については、『「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について』（平成22年7月30日老介発0730第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長ほか通知）の「3 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプラン作成）及び4 同（サービス担当者会議）」を参照してください。</p> <p>(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p>※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にし、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。</p> <p>(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p> <p>※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平11厚令38第13条第16号</p> <p>平成22年7月30日老介発0730第1号、老高発0730第1号、老振発0730第1号、老老発0730第1号、老老発0730第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知（介護保険最新情報Vol.155）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>注 (18)-2は、H30.10.1より施口となります。10.1以降に□主点検を行う場合は、点検を行って下さい。</p> <p>18-2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二の規定により厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ていますか。</p> <p>※ 居宅サービス計画の届出 訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の1訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、町が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため一定回数（厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。）以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならないことを規定するものである。 届出にあつては、当該月において作成又は変更（16における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに町に届け出ることとする。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。</p> <p>※ （注）なお、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令38号）第十三条第十八号の二）基準第13条第18号の2については、平成30年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届け出を行うこと。</p> <p>(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）等の意見を求めていますか。 19-2 19の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p> <p>※ 主治の医師等の意見等 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。 介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては主治の医師等の指示があることを確認しなければならないこととなっています。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>【H30.10.1施行】 平30厚労告218</p>



自主点検項目	自主点検のポイント			根拠法令
	<p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</p>			

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつて、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意事項を尊重して居宅介護支援を行うこと。</p> <p>⑭-2 ⑭の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p>	いる・いない	条例第16条
	<p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとしていますか。</p> <p>また、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	
	<p>(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p>	いる・いない	
	<p>(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p> <p>また、介護支援専門員は、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	
	<p>※ 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>※ 介護支援専門員は、要支援1・2又は要介護1の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者（注1）であることを確認するため、当該軽度者の調査票（注2）について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを町から入手しなければなりません。</p> <p>注1 イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者  (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者  (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者  (一)日常的に起きあがり困難な者  (二)日常的に寝返りが困難な者</p> <p>(3)床ずれ防止用具及び体位変換器  日常的に寝返りが困難な者</p> <p>(4)認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者  (一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者  (二)移動において全介助を必要としない者</p> <p>(5)移動用リフト(つり具の部分を除く。)  次のいずれかに該当する者  (一)日常的に立ちあがり困難な者  (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p> <p>(6)自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者  (一)排便において全介助を必要とする者  (二)移乗において全介助を必要とする者</p> <p>注2 「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年厚生省告示第91号)別表第1の調査票</p> <p>※ 当該軽度者がこれらの結果(調査票の当該部分)を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウの判断方法(注3)による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>注3 「算定の可否の判断基準」</p> <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p> <p>注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、 i) ～ iii) の状態であると判断される場合もあり得ます。</p>		条例第16条
	<p>(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p>※ 福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p>	いる・いない	
	<p>(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者とその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p>	いる・いない	
	<p>(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p>	いる・いない	
	<p>(26) 介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援の業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。</p>	いる・いない	
	<p>(27) 地域ケア会議から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。</p>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>※ 地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、より積極的に協力することが求められています。</p>		
11 高齢者虐待の防止	<p>① 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。  (高齢者虐待に該当する行為)  ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。  ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  エ 利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。  オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	いる・いない	<p>高齢者虐待防止法第5条</p> <p>高齢者虐待防止法第2条</p>
	<p>② 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。</p>	いる・いない	<p>高齢者虐待防止法第20条</p>
	<p>③ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。</p>	いる・いない 事例なし	<p>高齢者虐待防止法第21条</p>
12 法定代理受領サービスに係る報告	<p>① 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。</p>	いる・いない	<p>条例第17条1項</p>
	<p>② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当指定居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。</p>	いる・いない 事例なし	<p>条例第17条2項</p>
13 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>利用者が、他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	いる・いない	<p>条例第18条</p>
14 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p>	いる・いない 事例なし	<p>条例第19条1項</p>
	<p>② 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p>	いる・いない 事例なし	<p>条例第19条2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
15 管理者の責務	① 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例第20条1項
	② 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	条例第20条2項
16 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。</p> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他その費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ その他運営に関する重要事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ イの職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ エの指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ オの通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行うこともできます。</div>	いる・いない	条例第21条
17 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ 当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。</div>	いる・いない	条例第22条1項
	<p>② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ 当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。</div>	いる・いない	条例第22条2項
	<p>③ 介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</div>	いる・いない	条例第22条3項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
18 設備及び備品等	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。 なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとしします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。 ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。</p> </div>	いる・いない	条例第23条
19 従業者の健康管理	<p>介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p>	いる・いない	条例第24条
20 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を閲覧可能にするようにしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> </div>	いる・いない	条例第25条
21 秘密保持	<p>① 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> </div>	いない・いる	条例第26条
	<p>② 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> </div>	いる・いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
21 秘密保持	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この同意は、指定居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p> </div> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> </div> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要  ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと  イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること  ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業員及び委託先を監督すること  エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと  オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと  カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より  医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第26条</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)</p>
22 広告	<p>指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いない・いる</p>	<p>条例第27条</p>
23 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>① 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示をしていませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置づけるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置づけることがあってはなりません。</p> </div>	<p>いない・いる</p>	<p>条例第28条第1項</p>



自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
23 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	いない・いる	条例28条第2項
	③ 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	いない・いる	条例28条第3項
24 苦情処理	① 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	いる・いない	条例第29条第1項
	※ 指定居宅介護支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。		
	※ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示しなければなりません。		
	② ①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	いる・いない	条例第29条第2項
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。		
③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない 事例なし	条例第29条第3項	
④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	いる・いない 事例なし	条例第29条第4項	
⑤ 自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	いる・いない 事例なし	条例第29条第5項	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
24 苦情処理	⑥ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない 事例なし	条例第29 条第6項
	⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる・いない 事例なし	条例第29 条第7項
25 事故発生時の 対応	① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  ※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。	いる・いない 事例なし	条例第30 条
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。  ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。  ※ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	いる・いない 事例なし	
	③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。  ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望まれます。  ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	いる・いない 事例なし	
26 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。  ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号） ウ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発第0329第1号）	いる・いない	条例第31 条

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
27 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第32条第1項
	② 次のア～オに掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ア 基準第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録              イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳                (ア) 居宅サービス計画                (イ) 基準第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録                (ウ) 基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録                (エ) 基準第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録              ウ 基準第19条に規定する市町村への通知に係る記録              エ 基準第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録              オ 基準第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録           </div>	いる・いない	条例第32条第2項

#### 第4 変更の届出等

1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったときは年度内に、又、事業を再開したときは、10日以内にその旨を本町に届け出ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ア 事業所の名称及び所在地              イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名              ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定居宅介護支援事業に関するものに限る。）              エ 事業所の平面図              オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴              カ 運営規程              キ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項              ク 役員の氏名、生年月日及び住所              ケ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号           </div> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を本町に届け出てください。</p>	いる・いない	法第82条第1項  施行規則第133条
----------	---	--------	---------------------------